



島根労働局発表
平成27年10月29日

担当	雇用均等室
	室長 周藤 明美
	地方機会均等指導官 永見 貴子
	Tel 0852-31-1161



子育てサポート企業(くるみん)を認定しました!!

一次世代法に基づく認定

厚生労働省では、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という)に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出し、当該計画の目標を達成したことなど、一定の基準を満たした企業を認定しています。

島根労働局(局長 古田宏昌^{ふるたこうしやう})は、次世代法に基づく基準適合一般事業主として、次の2社を認定し、下記のとおり認定通知書の交付式を行います。

これにより、島根県内の認定企業は10社(前年度比2社増)となりました。

■交付式

日時：平成27年11月5日(木) 11時から

場所：島根労働局 局長室

(松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階)

■認定企業

- 1 国立大学法人島根大学(2回目)
- 2 イマックス株式会社(1回目)

添付資料1 くるみん認定企業の行動計画の内容・取組

2 島根県内のくるみん認定企業一覧、くるみん認定の基準

3 くるみん認定 プラチナくるみん認定 の認定基準・認定マークが決定しました!

— くるみん認定企業の行動計画の内容・取組 —

1 国立大学法人島根大学

所在地：松江市・出雲市

業種：教育、研究、医療業

企業概要：法文学部、教育学部、医学部、総合理工学部、生物資源科学部が有る。男女共同参画、ハラスメントの防止、労働安全衛生関係など快適な学内環境の構築に取り組んでいる。

労働者数：2,680人(平成27年7月現在)



平成27年10月8日認定

計画期間

平成24年10月1日～平成27年3月31日(2年6カ月間)

目標及び実績

目標1：仕事と生活の両立支援関連制度を周知し、利用しやすい環境を整備

- ⇒ 制度内容をいつでも確認できるようにホームページに掲載
- ・ メールマガジン等で育児休業取得者を紹介し、男性の育児休業取得を促進
- ・ 仕事と生活の調和に関する意識啓発を目的に、全労働者を対象に、「ワーク・ライフ・バランスに関する講演会」を開催

目標2：育児休業取得者等のスムーズな職場復帰に向けた、休業期間中の情報提供

- ⇒ 外部にいても、ホームページを利用し、最新の学校行事等が確認できる仕組みを構築

目標3：時間外労働の縮減

- ⇒ 管理職に対する時間外労働削減のための意識啓発
- ・ 定時退勤日、定時退勤週間の実施

目標4：休暇の取得促進

- ⇒ 部署毎に一斉休業を実施
- ・ 年休使用計画表を利用した年次有給休暇の取得促進
- ・ 子どもの学校行事や地域行事に対する年次有給休暇取得の呼びかけ

育児休業取得状況

計画期間内に男性労働者9名が育児休業を取得。最長取得期間は約10カ月

計画期間内に出産した女性労働者は160名、同期間に育児休業を取得した女性労働者は162名で、^(※注) 育児休業の取得率は101%

※注：育児休業の取得率＝ $\frac{\text{計画期間内の育児休業取得者数}}{\text{計画期間内の出産者数}}$

2 イマックス株式会社

所在地：出雲市

業種：管工事業

企業概要：昭和34年7月設立。上下水道工事、空気調和設備、冷暖房・給排水設備等の設計施工。公共事業・民間の大規模工事・一般住宅の工事、保守メンテナンス業務から修繕に至るまで幅広く対応。松江市、大田市、雲南市に営業所を有す。

労働者数：62人(平成27年8月現在)



平成27年10月8日認定

計画期間

平成25年8月1日～平成27年7月31日（2年間）

目標及び実績

目標1：育児休業・介護休業などの両立支援制度の周知の充実

⇒社内で行う両立支援制度を、イントラネットを利用し、従業員に周知徹底

目標2：仕事と家庭の両立を推進するため所定外・休日労働の削減措置、年次有給休暇取得等の促進を図る

⇒・平成25年11月より、水曜日をノー残業デーとする制度を導入
会社行事予定表にノー残業デーを登録し、実施日を全社員に周知
・所定外労働の縮減のため、毎月、所定外労働時間を集計し、役職者が、現場の人員を調整
・安全衛生委員会等において、連続した年次有給休暇（リフレッシュ休暇）取得の呼びかけ

育児休業等の取得状況

計画期間内に出産者した女性労働者は1名で、同期間に育児休業を取得した女性労働者は1名で、(※注)育児休業の取得率は100%

計画期間内に男性労働者3名以上が1歳以上の子のための看護休暇を取得

〔 ※注：育児休業の取得率＝ $\frac{\text{計画期間内の育児休業取得者数}}{\text{計画期間内の出産者数}}$ 〕

— 島根県内のくるみん認定企業一覧 —

	企業名	認定年
1	株式会社長岡塗装店（松江市）	平成 19、21、23 年（3 回）
2	医療法人仁寿会（邑智郡川本町） [現在:社会医療法人仁寿会]	平成 21 年
3	松江土建株式会社（松江市）	平成 23 年
4	株式会社テクノプロジェクト(松江市)	平成 24 年
5	株式会社山陰合同銀行（松江市）	平成 24 年
6	国立大学法人島根大学(松江市)	平成 24 年
7	社会福祉法人島根ライトハウス(松江市)	平成 25、27 年(2 回)
8	株式会社島根富士通(出雲市)	平成 25 年
9	社会福祉法人静和会(出雲市)	平成 27 年

— くるみん認定の基準 —

(①～⑨すべての基準に該当することが要件)

- ① 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- ② 計画期間が 2 年以上 5 年以下であること
- ③ 行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと
- ④ 行動計画について、公表、従業員への周知を適切に行っていること
- ⑤ 計画期間内において男性従業員のうち育児休業等を取得した者が 1 人以上いること
(従業員 300 人以下の特例—この要件に該当しない場合でも、計画期間内に男性で 1 歳以上の子の看護休暇を取得 小学校就学前の子を有する従業員を対象とした所定労働時間の短縮措置を利用 計画期間開始前 3 年以内の期間に育児休業を取得 した者がいること)
- ⑥ 計画期間内の女性従業員の育児休業取得率が、70%以上であること
(従業員 300 人以下の特例—この要件に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の最長 3 年間を合せて計算したときに、女性の育児休業取得率が 70%以上であること)
- ⑦ 3 歳から小学校就学前の子どもを育てている従業員について、育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置などを講じていること
- ⑧ 所定外労働の削減のための措置、年次有給休暇の取得の促進のための措置、その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置のいずれかを実施していること
- ⑨ 法に基づく命令やその他関係法令（次世代法、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など）に違反する重大な事実がないこと

★上記の基準は、平成 27 年 3 月 31 日までに計画期間が終了した行動計画の認定要件です。



次世代法に基づく
認定マーク「くるみん」